

# 短時間労働者の社会保険の加入拡大について

このたび、令和7年年金制度改正法に基づき、現在、税理士国民健康保険組合に家族として加入し、企業等でパート・アルバイトなどの短時間勤務で働かれている方が**勤め先の社会保険に強制加入となる場合があります**。下記の条件に該当する場合は、申請書の提出が必要となる場合がありますので、ご家族で短時間勤務をされている方はご確認ください。

## 現行の短時間労働者の社会保険の加入要件

短時間労働者が社会保険に加入する場合、次の4つの要件を**すべて**満たす必要があります。

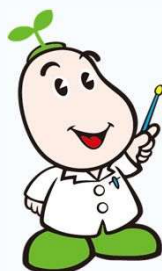
- ① 所定内賃金が**月額8.8万円以上**であること（賃金要件）
- ② 週の所定労働時間が**20時間以上**であること
- ③ 勤め先が従業員数（※1）**51人以上の企業**であること（企業規模要件）※1 厚生年金保険の被保険者数
- ④ 学生ではないこと

## 今後の加入要件の変更点

大きな変更点は下記の通りです。

### ①の賃金要件の撤廃

### ③の企業規模要件の段階的縮小



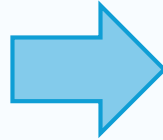
年収130万円の壁（社会保険の扶養に入っているかどうかの基準）については現行通りです。  
※詳細はお近くの年金事務所までご相談ください。



## その1：賃金要件の撤廃

全ての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働くすべての方が自動的に社会保険の加入対象になるため、**令和8年10月に賃金要件を撤廃する予定です。**

週の労働時間が  
**20時間**を超えると…



**社会保険  
に加入**

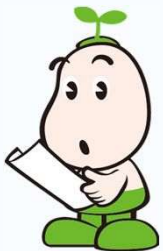
※残業等により一時的に労働時間が週20時間以上になったとしても社会保険に加入はしません。週20時間以上で働く状況が2か月を超えて続くようであれば、加入対象となることがあります。

## その2：企業規模要件の段階的縮小

年金制度改正法に基づき、企業規模要件についても、**段階的に縮小していきます。**

従業員 51人以上	従業員 36人以上	従業員 21人以上	従業員 11人以上	従業員 10人以下
現在	令和9年 10月から	令和11年 10月から	令和14年 10月から	令和17年 10月から

※企業規模要件を満たさない事務所でも、従業員の2分の1以上の同意があれば、任意で社会保険に加入することができます。



社会保険の適用となった場合は、**資格区分の変更**、または**資格喪失届の提出等**の手続きが必要となります。  
詳しくは、組合までご相談ください！！

出典：厚生労働省HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00021.html))

